

各 位

訴訟の判決に関するお知らせ

当社が、愛知県豊橋市（以下「豊橋市」）から1951年に譲り受けた工業用地を第三者に売却したことは、用地を譲り受けた際の契約に違反するとして、豊橋市住民が豊橋市長に対し、当社に対して損害賠償金の支払等を請求するよう求めていた訴訟（当社は補助参加人として参加）につきまして、本日、判決の言い渡し名古屋高等裁判所からありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決の概要

(1) 原判決を次のとおり変更する。

- ① 控訴人（豊橋市長）は、控訴人補助参加人（当社）に対し、20億9462万5810円及びこれに対する2015年10月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- ② 被控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。

(2) 訴訟費用は、第1、2審を通じ、補助参加によって生じた費用を除いてこれを10分し、その3を控訴人の、その余は被控訴人らの各負担とし、補助参加によって生じた費用は、これを10分し、その3を控訴人補助参加人の、その余は被控訴人らの各負担とする。

2. 判決の言い渡し

2019年7月16日

3. 訴訟の経緯

豊橋市住民が豊橋市長に対し、当社に63億円の損害賠償金の支払及びこれに対する2015年10月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求するよう求めていた訴訟（当社は補助参加人として参加）について、2018年2月8日に名古屋地方裁判所において、豊橋市長が当社に対し上記支払を請求するよう命ずる判決が下されたことから、これを不服として、豊橋市長が名古屋高等裁判所に控訴していたものであります。

4. 今後の見通し

第1審判決の変更があったものの、当方の主張が認められず、本判決はまことに遺憾であります。判決内容を精査したうえで、今後の対応を検討いたします。

以上